(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

津野町地球温暖化対策実行計画

2019年度~2023年度

2019年2月 2022年10月改定

高知県津野町

目 次

第1章	基本的事項	
1.	計画目的	1
2.	基準年度・計画期間・目標年度	1
3.	対象範囲	1
4.	対象とする温室効果ガス	2
第2章	二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1.	基準年度の二酸化炭素排出量	2
2.		2
3.		3
第3章	具体的な取組	
1.	VE 41/2	
2.	114.2020	
3.	127.1727.1727	
4.		
5.	施設整備の改善等	4
6.	物品購入等	ŀ
7.	その他の取組	Ę
第4章	推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1.	推進体制	5
2.	点検体制	6
3.	進捗状況の公表	6
その他		
1	会	-

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)として策定するものである。津野町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。2014年度~2018年度までの5年間を計画期間とする実行計画を策定したが、計画期間が2018年度をもって終了することから見直しを行い、2019年度から2023年度までの実行計画を策定する。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2017年度とし、計画期間を2019年度~2023年度までの5年間とする。

目標年度については、2023年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直 しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、津野町が行う全ての事務・事業とし、対象施設は、出先機関等を含めた 全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、 可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請す る。

(対象施設一覧)

施 設 名	施設名		
津野町役場本庁舎	津野町高品質堆肥センター		
津野町役場西庁舎(虎太郎館含む)	津野町簡易水道施設		
津野町立姫野々診療所	B&G 海洋センター		
津野町立杉の川診療所	総合センター		
津野町総合保健福祉センター	酒蔵ホール		

津野町農村体験学習館 葉山の郷

承葉塾

勤労者体育館

新土居体育館

あけぼの館

西運動公園

葉山給食センター

東津野給食センター

かわうそ館

老人福祉センター

津野町立葉山中学校

津野町立東津野中学校

津野町立葉山小学校

津野町立中央小学校

津野町立精華小学校

津野町立認定さくらんぼ園

津野町立認定にじいろ園

津野町四万十高度し尿処理施設

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

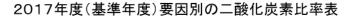
1. 基準年度(2017年度)の二酸化炭素排出量

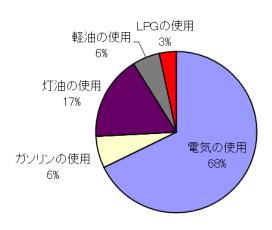
津野町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,603,806kg-CO2 である。参考資料として別添に各施設の使用量を添付する。

区分	使用量	排出係数	排出量	割合
运 为	(A)	(B)	$A \times B$	刊口
ガソリン	44,056 l	2.320 kg/	$102{,}209~\mathrm{kg}$	6.4%
灯油	108,956 ℓ	$2.490~\mathrm{kg/0}$	$271{,}300~\mathrm{kg}$	16.9%
軽油	34,225 ℓ	$2.580~\mathrm{kg/\ell}$	88,300 kg	5.5%
LPガス	18,242 m³	$3.000~\mathrm{kg/m^3}$	$54{,}726~\mathrm{kg}$	3.4%
電気	2,055,333kWh	$0.529~\mathrm{kg/kWh}$	1,087,271 kg	67.8%
合計			1,603,806 kg	100%

2. 要因別の排出状況

基準年度である2017年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約68%を占め、次いで灯油の使用が約17%で全体の約85%を占めている。





3. 削減目標

2017年度を基準年度とし、毎年度1%削減することを目標とし、計画期間の最終年度である2023年度の二酸化炭素排出量を、基準年度より5%削減することを目標と設定する。

基準値					
(2017年度実績)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1,603,806 kg	1,587,768 kg	1,571,730 kg	1,555,692 kg	1,539,654 kg	1,523,616 kg

第3章 具体的な取組

1. 再生可能エネルギーの積極導入

- (1) 各学校、公共施設における太陽光発電、太陽熱利用システム導入及び木質バイオマスによる熱利用の検討を行う。
- (2) 東津野B&G海洋センターに太陽光発電を平成27年度に導入。
- (3) 中央小学校に、太陽光発電を平成25年度に導入。
- (4) 津野町の北山に、風力発電を平成17年度に導入。

2. 冷暖房電力の削減

- (1) 冷暖房温度は、冷房時28℃以上、暖房時20℃以下に設定する。
- (2) 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを使用する。
- (3) 冷暖房中の窓、出入り口の戸締まりを徹底する。
- (4) エアコンのフィルター清掃を定期的に行う。
- (5) クールビズ、ウォームビズを心がけ、過度な空調機器の使用を控える。

3. 電気使用量の削減

- (1) 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- (2) 始業前は、必要箇所を除いて原則消灯する。
- (3) 昼休みは窓口業務を除いて原則消灯する。
- (4) 残業する場合は、業務に支障のない範囲で部分的に消灯する。
- (5) 天気の良い日は日当たりの良いエリアの照明を消灯する。
- (6) 会議室・トイレ・調理室等に利用者がいない場合は、消灯する。
- (7) 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- (8) 長時間使用しない電化製品はコンセントを抜き待機電力を削減する。
- (9) OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。

4. 公用車燃料使用量の削減

- (1) 車両を適正に点検・整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- (2) 急発進、急加速をしない。
- (3) 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- (4) 近距離の移動には、可能な限り徒歩や自転車の利用に努める。
- (5) 出張時の相乗りに努める。
- (6)公用車の更新時は、可能な範囲で小型車や次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車)の導入に努める。
- (7) 必要台数の見直しを行う。

5. 施設整備の改善等

- (1)施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- (2) 高効率照明への買い換えを順次行う。
- (3)公用車の更新時に、小型車や次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車)の導入を図る。
- (4) 公共施設等の緑化を推進する。

6. 物品購入等

- (1) 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- (2) 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- (3) 環境ラベリング (エコマーク、グリーンマーク等) 対象製品を優先的に購入する。

7. その他の取組

- (1) ゴミの減量、リサイクル
 - ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
 - ・使い捨て容器の購入は極力控える。

(2) 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・通知や情報交換などは電子メール等を活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・使用済みの封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(3) 水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ・植木等の散水は雨水利用を図る。
- (4) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
 - ・環境保全に関する情報を積極的にグループウェア等の掲示板に掲載し、職員 の環境保全に対する意識の向上を図る。
 - ・ノー残業デーや一斉清掃など環境保全を奨励する日や月間を設ける。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進委員」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進委員

産業課長補佐を委員長(推進責任者)とし、その他、各課推進担当者をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

①推進担当者

各課に1名以上の「推進担当者」を置く。

各課の本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進する。

②施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組を推進する。

(3) 事務局

事務局を産業課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、推進委員において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量について は、年1回広報誌等により公表する。